

一般廃棄物等処理手数料に係る処理原価（コスト）について

公表します。

本市では、市が提供するサービスについて、費用がどの程度かかっているのかを明らかにし、サービスを受ける方（受益者）だけでなく、広く市民の皆様にも、受益と負担の状況についてご理解いただくとともに、受益と負担をより適正な関係とするため、平成24年12月に「受益者負担の在り方の基本方針」を策定しました。

この基本方針に基づき、一般廃棄物等処理手数料の経費について、平成23年度から平成25年度までの3年間の費用の把握を行い、受益と負担の状況等を取りまとめましたので市民の皆様にご公表します。

なお、一般廃棄物等処理手数料にかかる処理原価（コスト）については、廃棄物行政分野における経費の積算基準に基づき、従来から人件費、施設に要する経費及び施設等の減価償却費を受益者負担の対象となる経費としています。

また、今回把握した処理原価（コスト）計算により、現在の料金を改定する必要があると判断したものは、今後、料金改定の準備を進めてまいります。

公表するコスト

ごみ処理手数料 8件

粗大ごみ、特定家庭用機器廃棄物、事業系ごみ等

し尿等処理手数料 4件

家庭系し尿、事業系し尿、家庭系浄化槽汚泥等、事業系浄化槽汚泥等

一般廃棄物等処理手数料に係る処理原価（コスト）について

1 処理原価（コスト）の把握

（1）対象となる手数料

- ア ごみ処理手数料...粗大ごみ、特定家庭用機器廃棄物、事業系ごみ等
- イ し尿等処理手数料...し尿、浄化槽汚泥等（家庭系、事業系）

（2）受益者負担の対象となる経費

人件費、物件費（運営費、維持管理費、維持補修費等）及び減価償却費（建設費、備品等）

（3）処理原価（コスト）の算定方法

一般廃棄物等処理手数料については、収集運搬及び処分に係る処理原価を基に算定します。

処理原価の算定方法は、それぞれ次のとおりです。

なお、し尿等処理原価につきましては、処理施設の一元化に伴う経費の減少を踏まえて算定しています。

ア 収集運搬に係る処理原価

受益者負担の対象となる経費のうち収集運搬に係る経費をごみ、し尿等の収集量で除したものです。

イ 処分に係る処理原価

受益者負担の対象となる経費のうち焼却、最終処分等の処分に係る経費をごみ、し尿等の処分量で除したものです。

算定結果の詳細は別紙の「処理原価の算定について」を参照してください。

（4）処理原価（コスト）の算定結果

ア ごみ処理原価

区 分	収集運搬に係る経費	処分に係る経費	経費合計
粗大ごみ、事業系ごみ等 (10kgあたり)	140円	253円	394円

端数処理の関係上、経費合計が一致しておりません。

区 分	戸別収集の場合	直接搬入の場合
特定家庭用機器廃棄物 運搬・保管(1個あたり)	2,595円	2,004円

家電リサイクル法に基づき、製造メーカーによってリサイクルされます。

イ し尿等処理原価

区 分	収集運搬に係る経費	処分に係る経費	経費合計
し尿、浄化槽汚泥等 (36ℓ当たり)	989円	341円	1,330円

2 一般廃棄物等処理手数料と処理原価（コスト）について

一般廃棄物等手数料を改定する場合は、急激な値上げによる市民生活への影響に配慮した激変緩和措置を適用し、現在の手数料の1.3倍以内の料金とします。

(1) ごみ処理手数料

(単位：円)

区分	現行料金	改定(案)	改定率	処理原価	備考
粗大ごみ					
収集、運搬及び処分 (円/個)	200	320	128%	394	10kg(現行8kg)
	500	640	128%	788	20kg
	1,000	1,280	128%	1,576	40kg
	1,500	1,920	128%	2,364	60kg
処分(円/10kg)	120	150	125%	253	
家庭系ごみ (単位：円/10kg)					
収集、運搬及び処分	250	320	128%	394	
処分(100kg以上)	120	150	125%	253	
特定家庭用機器廃棄物(家電リサイクル法品目) (単位：円/個)					
収集及び運搬	1,500	1,950	130%	2,595	
搬入	1,000	1,300	130%	2,004	
事業系ごみ (単位：円/10kg)					
収集、運搬及び処分	360	廃止			
処分	180	230	128%	253	
産業廃棄物 (単位：円/10kg)					
処分	180	230	128%	253	

平均重量を8kgから10kgに見直すことにより、実質改定率は、1.28倍(1kg当たり25円から32円への改定)となる。

(2) し尿等処理手数料

ア し尿(収集運搬)

(単位:円)

区分	現行料金	改定(案)	改定率	処理原価	備考
家庭系し尿					
基本料金	100	廃止		989	
1人につき月額	120	220	129%		
36ℓにつき	120	220	129%		
事業系し尿					
基本料金	100	廃止		989	
36ℓにつき	180	250	127%		

家庭系し尿の改定率

基本料金を廃止し、現行の基本料金(100円)を平均収集世帯人員(2人)で除した金額(50円)を現行料金(120円)に加えた額(170円)を基に積算

事業系し尿の改定率

基本料金を廃止し、現行の基本料金(100円)を平均収集量(216ℓ)で除した金額(17円)を現行料金(180円)に加えた額(197円)を基に積算

イ 浄化槽汚泥等(収集運搬)

(単位:円)

区分	現行料金	改定(案)	改定率	処理原価	備考
家庭系浄化槽汚泥等					
基本料金	600	廃止		989	
36ℓにつき	120	170	130%		
事業系浄化槽汚泥等					
基本料金	600	廃止		989	
36ℓにつき	180	230	126%		

家庭系浄化槽汚泥等の改定率

基本料金を廃止し、現行の基本料金(600円)を平均収集量(1,980ℓ)で除した金額(11円/36ℓ)を現行料金(120円)に加えた額(131円)を基に積算

事業系浄化槽汚泥等の改定率

基本料金を廃止し、現行の基本料金(600円)を平均収集量(9,000ℓ)で除した金額(2円/36ℓ)を現行料金(180円)に加えた額(182円)を基に積算

注: し尿等処理手数料の処理原価については収集運搬に係る経費を対象としています。

処理原価の算定について

ごみ処理原価（平成23年度～平成25年度の平均）

区分	収集運搬に係る経費	処分に係る経費	経費合計
合計(円)	1,896,041,354	4,926,532,537	6,822,573,892
内訳	人件費	1,102,116,077	2,633,425,298
	物件費	2,905,902,938	3,226,088,281
	減価償却費	918,513,522	963,060,313
処理量(t)	135,126	194,403	
1t当たりの処理原価(円) /	14,032	25,342	39,374
10kg当たりの処理原価(円) / /100	140	253	394

注：端数処理の関係上、経費合計が合致しないことがある。

家電リサイクル法対象品目に係る処理原価

	収集運搬経費	受入施設保管経費	指定引取場所 への運搬経費	合計
今回改定時 〔平成23年度～ 平成25年度の 平均〕	591	1,521	483	2,595

戸別収集の場合 2,595円/個

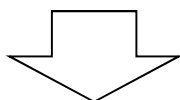
直接搬入の場合 2,004円/個

受入施設保管経費：粗大ごみ受入施設（南部、北部及び津久井クリーンセンター）における人件費、施設運営費及び減価償却費

し尿等処理原価（平成23年度～平成25年度の平均）

区分	収集運搬に係る経費	処分に係る経費	経費合計	
合計(円)	256,962,904	393,432,549	650,395,453	
内 訳	人件費	197,174,074	197,049,995	394,224,069
	物件費	56,566,382	169,062,727	225,629,109
	減価償却費	3,222,449	27,319,827	30,542,275
処理量(kℓ)	8,766	29,142		
1kℓ当たりの処理原価 (円) /	29,314	13,501	42,815	
36ℓ当たりの処理原価 (円) / *36/1000	1,055	486	1,542	

注: 端数処理の関係上、経費合計が合致しないことがある。



平成25年度の事業費を基に、東清掃事業所の廃止に伴う事業費減、津久井クリーンセンターの減価償却費・維持管理費増を反映

し尿等処理原価（平成25年度）

区分	収集運搬に係る経費	処分に係る経費	経費合計	
合計(円)	241,890,589	277,417,908	519,308,497	
内 訳	人件費	179,865,264	82,438,246	262,303,510
	物件費	60,755,713	146,786,911	207,542,624
	減価償却費	1,269,612	48,192,751	49,462,363
処理量(kℓ)	8,807	29,239		
1kℓ当たりの処理原価(円) /	27,466	9,488	36,954	
36ℓ当たりの処理原価(円) / *36/1000	989	341	1,330	

注: 端数処理の関係上、経費合計が合致しないことがある。